

青森県報

第二千六百三十四号

平成十八年
五月三十一日
(水曜日)

目次

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………	(人事課) …… 一
青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………	(建築住宅課) …… 二
違法駐車車両の移動を行った場合に運転者等又は使用者等 が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則……………	(警察本部 交通指導課) …… 三

訓 令

青森県事務専決決規程の一部を改正する訓令……………	(人事課) …… 三
---------------------------	------------

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉 保険課) …… 三
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同) …… 四
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) …… 四
国土調査の指定……………	(農村整備課) …… 四
出納長の事務の一部委任の一部改正……………	(経 理 課) …… 四

公 告

建設業者の許可の取消し……………	(中 南 地 域 民 局) …… 五
右 同……………	(三 八 地 域 民 局) …… 五
人事委員会	(管 理 課) …… 五

人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………

人事委員会規則七 九六(狂犬病予防等作業手当)の一部を改正する規則…………… (職員課) …… 六

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十一号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第二号イからニまでを次のように改める。

イ 第十条第一項の規定による動物取扱業の登録(第十三条第一項の規定による登録の更新を含む。)に關すること。

ロ 第十四条第一項の規定による動物取扱業の種別等の変更及び飼養施設設置の届出並びに同条第二項の規定による氏名の変更等の届出の受理に關すること。

ハ 第十五条の規定による登録簿の閲覧に關すること。

ニ 第十六条第一項の規定による廃業等の届出の受理に關すること。
第五条の三第二号ト中「第十五条第三項」を「第二十五条第三項」に改め、同トを同号又とし、同号ハ中「第十五条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同ハを同号リとし、同号ホ中「第十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同ホを同号チとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 第十七条の規定による登録の抹消に關すること。

ヘ 第二十二條第三項の規定による動物取扱責任者研修の開催に關すること。
ト 第二十三條第一項の規定による改善の勧告及び同条第二項の規定による必要な措置の勧告に關すること。

第五条の三第二号に次のように加える。

ル 第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に関すること。
ヲ 第二十八条第一項の規定による特定動物の種類及び数等の変更の許可に関すること。

ワ 第二十八条第三項の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。

カ 第三十三条第一項の規定による特定動物飼養者からの報告の徴収に関すること。

第五条の三第三号イを削り、同号口中「第二十条」を「第十条」に改め、同口を同号イとし、同号八中「第二十一条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同八を同号ロとし、同号二中「第二十一条第四項」を「第十一条第四項」に改め、同二を同号ハとし、同号水中「第二十一条第五項」を「第十一条第五項」に改め、同水を同号ニとし、同号ハ中「第二十一条第六項」を「第十一条第六項」に改め、同ハを同号ホとし、同号ト中「第二十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同トを同号ヘとし、同号チ中「第二十四条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同チを同号トとし、同号リ中「第二十四条第五項」を「第十四条第二項」に改め、「（特定動物に係るものを除く。）」を削り、同リを同号チとし、同号又中「第二十五条第一項」を「第十五条第一項」に改め、「（特定動物に係るものを除く。）」を削り、同又を同号リとし、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の施行に関する次のこと。

イ 第二条第六項（第四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の再交付に関すること。

ロ 第二条第八項（第四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の亡失の届出の受理に関すること。

ハ 第二条第九項（第四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による返納された登録証の受理に関すること。

ニ 第十三条第十号の規定による特定動物の飼養又は保管の通知の受理に関すること。

ホ 第十五条第六項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付に関すること。

ヘ 第十五条第八項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の亡失の届出の受理に関すること。

ト 第十五条第九項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による返納された許可証の受理に関すること。
チ 第十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の廃止の届出の受理に関すること。

リ 第二十条第三号の規定による識別措置の実施の届出の受理に関すること。

四 特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成十八年一月二十日環境省告示第二十二号）の施行に関する次のこと。

イ 第二条第二項の規定による識別措置の変更の届出及び同項第二号の規定による識別措置の変更に係る情報を記載した報告書の受理に関すること。

ロ 第三条第一号イただし書の規定による逸走防止措置の適用除外及び同号ロの規定による時間の延長の届出の受理に関すること。

ハ 第三条第二号ただし書の規定による観覧者等の安全の確保の認定に関すること。

ニ 第三条第三号の規定による特定動物の数の増加及び減少の届出並びに同号ロの規定による特定動物の種類等を記載した報告書の受理に関すること。

附 則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十二号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一是川団地の項中「二百十九戸」を「二百九戸」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

違法駐車車両の移動を行った場合に運転者等又は使用者等が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十三号

違法駐車車両の移動を行った場合に運転者等又は使用者等が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両の移動を行った場合に運転者等又は使用者等が納付すべき金額を定める規則（平成十一年四月青森県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「第五十一条第八項」を「第五十一条第五項」に、「同条第十七項」を「同条第十四項」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第四十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一保健衛生課の項の第十二号を次のように改める。

十二 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）の施行に関する次のこと。

- イ 第十九条第一項の規定による動物取扱業者の登録の取消し及び業務の停止の命令に関すること。
- ロ 第二十九条の規定による特定動物飼養者の許可の取消しに関すること。

附 則

この訓令は、平成十八年六月一日から施行する。

告

示

青森県告示第四百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 氏名	指定居宅サービス事業者 主たる事務所 所在地又は住所	居宅サービス の種 類	居宅サービス 事業所	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
----------	----------------------------------	----------------	---------------	-----	-------	--------------

社会福祉法人あしの会	五所川原市金木町川倉七夕野八の四四二	通所介護	デイサービスセンターあしの園	五所川原市金木町川倉七夕野八の四四二	平成一六・五二
社会福祉法人桂久会	北津軽郡鶴田町大字廻堰字東下山九一の二	通所介護	湖水荘デイサービスセンターみずもと	北津軽郡鶴田町大字廻堰字下桂井二六の一	平成一六・五二七

青森県告示第四百五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次とおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十八年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	名称	所在地	指月日定
	社会福祉法人あしの会	五所川原市金木町川倉七夕野八の四四二		居宅介護支援事業所あしの園	五所川原市金木町川倉七夕野八の四四二	平成一六・五二

青森県告示第四百五十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十八年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は主たる事務所の名称	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	所在地	指月日定

氏名	所在地又は住所	介護予防通所介護	デイサービスセンターあしの園	五所川原市金木町川倉七夕野八の四四二	平成一六・五二
		介護予防訪問看護	野の花訪問看護ステーション	北津軽郡野辺地町一野辺地一五〇	平成一六・五二

青森県告示第四百五十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、平成十八年五月二十三日次の地籍調査を国土調査として指定したので、同法第五項の規定により公示する。

平成十八年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
五戸町	大字倉石又重字牧内、字牧内沢及び字鍋カス	平成十八年五月三十一日から平成二十年三月三十一日まで

青森県告示第四百五十七号

昭和四十九年四月一日青森県告示第二百二十七号（出納長の事務の一部委任）の一部を次のように改正し、平成十八年六月一日から施行する。

平成十八年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

出納員の項の表中「属する収入金」の下に「（放置違反金（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の四第一項に規定する放置違反金をいう。以下同じ。）及びこれに係る延滞金を除く。）」を加え、

公安委員会及び警察本部に属する一時取扱

金の出納（払出しにあつては、手もとと保管に係るものに限る。）及び保管、物品の出納及び保管並びにこれらに附帯する事務

- 公安委員会及び警察本部に属する次に掲げる事務
 - 一 放置違反金及びこれに係る延滞金の収納事務のうち現金又は証券の収納に関すること。
 - 二 一時取扱金の出納（払出しにあつては、手もとと保管に係るものに限る。）及び保管に関すること。
 - 三 物品の出納及び保管に関すること。
 - 四 前各号に規定する事務に附帯する事務に関すること。

を

に改める。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 佐伯電気
- 二 氏名 佐伯 秀昭
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字若葉一丁目三の三〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第二〇〇一六七号
- 五 取消年月日 平成十八年五月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十八年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社ベストホームサービス
- 二 代表者の氏名 夏坂 秀廣
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字田面木字山道下三二の九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一二七三三号
- 五 取消年月日 平成十八年五月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、大工、とび・土工、石、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十八年四月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四 （県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項中「部長」の下に「局長」を加え、「新幹線効果活用企画監」を「地域連携推進監、並行在来線調整監」に改め、「局長」を削り、「農林水産振興企画監」を「県土整備企画監」に改め、「チームリーダー」の下に「室長補佐、課長代理」(課の人事事務等を主として担当するもの及び総務学事課に置くものに限る。)()を加え、「課の人事事務等を主として担当するもの」を「局又は課の人事事務等を主として担当するもの、人事課に置くもので行政組織、任免、分限、懲戒、給与制度又は福利厚生に関する事務を担当するもの」に、「並びに財政課及び人事課」を、「企画課に置くもので行政評価に関する事務を担当するもの及び財政課」に改め、「総括副参事(総務学事課及び行政経営推進室に置くものに限る。)()、企画調整報道監(部の組織又は人事に関する事務を担当するもの及び財政課に置くものに限る。)()、行政評価企画監」を削り、「部の組織又は人事に関する事務を担当するもの及び秘書課」を「室の人事事務等を主として担当するもの並びに秘書課及び行政経営推進室」に、「総括主幹(部)」を「総括主幹(部又は局)」に改め、「人事課に置くもので福利厚生に関する事務を担当するもの、総務学事課に置くもので庁舎管理に関する事務を担当するもの」及び「総括主査(人事課に置くもので庁舎管理、分限、懲戒又は給与制度に関する事務を担当するもの及び総務学事課に置くもので法令審査又は青森県庁舎管理規則に関する事務を担当するものに限る。)()」を削り、「同表教育庁の項中」「企画調整報道監」及び「総括主査(職員福利課に置くもので任免、分限、懲戒又は給与制度に関する事務を担当するもの並びに義務教育課及び県立学校課に置くもので任免、分限又は懲戒に関する事務を担当するものに限る。)()」を削り、「同表人事委員会事務局の項中」「総括主査」を削り、「同表監査委員事務局の項中」「次長」を削り、「同表備考第一項中」以下「規則」という。を削り、「及び第八条」を「から第八条まで」に、「並びに規則」を「及び同規則」に改め、「同備考第二項中」「規則」を「青森県行政組織規則」に改める。

地域 県 民 局	局長 地域連携室長 部長 次長 総務企画室長 総室長 庶務担当課長等 家畜保健衛生所長 水産事務所長 漁港 漁場整備事務所長 港管理所長 ダム管理所長
----------	---

別表第二号の表自治研修所の項を削り、同表消防学校の項中「副校長」を削り、同表男女共同参画センター及び白神山地ヒジターセンターの項を削り、同表つくしが

丘病院の項の次に次のように加える。

動物愛護センター	所長
----------	----

別表第二号の表子ども家庭支援センターの項を削り、同表あすなる学園の項中「あすなる学園」を「あすなる医療療育センター」に、「園長」を「所長」に改め、同表さわらび園の項中「さわらび園」を「さわらび医療療育センター」に、「園長」を「所長」に改め、同表農林総合研究センターの項中「加工技術部長」を「木材加工部長」に改め、同表県土整備事務所の項中「都市公園事務所長、港湾管理所長、ダム管理所長」を「港管理所長、道路河川事業所長」に改め、同表青年の家の項を削り、同表備考第一項各号列記以外の部分中「規則」を「青森県行政組織規則」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同備考第二項中「とは、」の下に「青森県行政組織規則第二十九条の四第三項、第一百零二条第二項、第一百二十二条第二項、第二百二十八条第一項又は第二百三十七条第一項の規定に基づき設置された」を加える。

附則 この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 九六(狂犬病予防等作業手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 九六(狂犬病予防等作業手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 九六(狂犬病予防等作業手当)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「第二十一条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項第三号中「第十八条第一項及び第二項」を「第三十五条第一項及び第二項」に、同項第四号中「第十九条第二項」を「第三十六条第二項」に、同項第五号中「第二十一条第一項」を「第十一条第一項」に、同項第六号中「第二十一条第六項」を「第十一条第六項」に改める。

附則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	---	------------------------------